

令和6年6月 日

(名称) 周防大島町公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

周防大島町においては、柳井市へ通じる唯一の幹線交通であるバスを軸に、周防大島町内に路線バス、乗合タクシー、町営バス（スクールバス一般混乗型）、スクールバス等により構成される公共交通機関網が広がっている。これらの公共交通については、周防大島町の大島病院・東和病院・橘医院や分庁方式を採用しているため各支所・出張所等当町民の日常生活機能を担う中で、幹線交通が柳井市に向かう手段として、車を運転できない高齢者や学生等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。

また、この幹線交通に通じる町営バス等が支線の役割を果たしている。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当町の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。

また一部地域では、幹線交通とコミュニティバスの乗り継ぎが不十分であったり、集落によっては、送迎交通しかなかったり、住民に不便を強いている状況にある。

このため、地域公共交通確保維持事業により、「大畠駅～周防久賀～町立橘医院前路線」及び「大畠～大島庁舎～町立橘医院路線」を確保・維持することで、住民や学生の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

利用者数：幹線系統（大島本線、大島線）の利用者数について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用し令和7年度計画期間中の利用促進を図ることで、最終的な計画目標値（R9年度）である「大島本線：78,659人以上」「大島線：105,870人以上」達成を目指す。

行政負担額：幹線系統（大島本線、大島線）の行政負担額について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金も活用することで利用者増による運賃収入の増加や、運行経路・車両の見直しに伴う効率化により最終的な計画目標値（R9年度）である「109,002千円以下」達成を目指す。

収支率：幹線系統（大島本線、大島線）の収支率について、令和5年度実績値から1%以上改善することで最終的な計画目標値（R9年度）である「46.5%以上」達成を目指す。

（周防大島町地域公共交通計画 P39～40 参照）

(2) 事業の効果

地域間幹線バス系統を維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要不可欠な交通手段が確保される。また、広域的・幹線的系統と地域的・支線的系統の有機的な連携により、効率的な地域公共交通網が形成され、県民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。定量的な事業目標を導入することにより、バス利用者の増加と効率的な運行を促進し、地域のサービス水準を維持・向上することが期待できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・送迎交通を含めた交通ネットワークの再構築
(実施主体：周防大島町、運行事業者、交通管理者、施設管理者)
- ・使いやすい運賃体系の確立
(実施主体：周防大島町、運行事業者、町営医療機関、商業施設運営者)
- ・分かりやすい公共交通に向けた情報発信の推進（実施主体：周防大島町、運行事業者）
- ・公共交通を使う機会を増やす取組の推進
(実施主体：周防大島町、運行事業者、町民、イベント主催者、施設管理者、道路管理者)
- ・周辺領域との連携による多角的な収益の確保
(実施主体：運行事業者、周防大島町、その他関係団体)

(周防大島町地域公共交通計画 P42～59)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表2のとおり。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・町民1人あたりの年間公共交通利用回数を事業年度で調査・集計し、評価指標の計算を行う
- ・通学目的での年間公共交通利用者数を事業年度で調査・集計し、評価指標の計算を行う
- ・陸上交通・海上交通の維持に係る町の行政負担額の総和を集計し、評価指標の計算を行う
- ・町内の公共交通の運賃収入の総和を事業年度で調査・集計し、評価指標の計算を行う
- ・陸上交通の運行に際して排出される二酸化炭素排出量の集計を行い、評価指標の計算を行う
- ・地域間幹線系統補助を受けている路線の年間利用者数を事業年度で調査・集計し、評価指標の計算を行う

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

表4のとおり

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

「生産性向上の取組検討シート」のとおり

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

該当なし

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(防長交通)

- 当社における乗合バスの平均使用年数は約20年と長期化しており、運行を維持する為にも、そうした老朽車両の代替を進めていく必要がある。
- 老朽車両の代替が遅ると、使用可能車両の減少を理由とした路線廃止や減便といった事態が発生し、地域住民の日常生活等に大きな影響を及ぼす可能性もある。
- 地域間幹線系統を含めた全体的なバス路線の維持またバリアフリー化を促進するためにも、老朽車両を代替することの必要性は極めて高いものと考えている。

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

(防長交通)

- 老朽車両の代替としては、超低床ノンステップバスを予定しており、令和6年9月末時点における低床車両比率は72%（129両）の見込みであるが、これを令和7年9月末までに75%以上（134両）とする。

(2) 事業の効果

- 新たに車両を取得することにより、地域間幹線バス系統の維持や、地域で生活する高齢者をはじめとする移動制約者の日常生活に必要不可欠な移動手段の確保の一助となり、さらには、県民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。

定量的な事業の目標を導入することにより、収支改善に結びつけることが期待できる。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

表6、表7のとおり

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

【令和3年度】

令和3年11月12日 ・周防大島町地域公共交通活性化協議会 設立

【令和4年度】

令和5年3月 ・周防大島町地域公共交通計画策定

【令和5年度】

令和6年3月 ・周防大島町全域の交通体系のリ・デザインと、あらゆる主体が連携して交通を支える体制構築実証プロジェクトについて検討

【令和6年度】

令和6年5月 ・計画全体について合意

19. 利用者等の意見の反映状況

公共交通計画案について、周防大島町で意見聴取を行ったところ、下記の意見があった。

- ・バスの便を増やして欲しい
- ・運賃が高い
- ・バスの運行表が見にくい
- ・乗り継ぎが不便
- ・なくなれば高齢者が困る 等

計画に基づき運行することにより、利用者の利便を確保するとともに、生産性向上の取組結果を検証し、今後の改善につなげていくことにより、交通弱者の方々の移動手段として必要なバス系統の確保・維持を図っていくこととする。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 周防大島町大字久賀 5134 番地 (久賀庁舎)

(所 属) 産業建設環境部商工観光課商工観光班

(氏 名) 吉 國 歩

(電 話) 0820-79-1003

(e-mail) syokokanko@town.suo-oshima.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。